

改正労働施策総合推進法(通称パワハラ防止法)対応!

ハラスメント防止 コミュニケーション術セミナー

～明るく風通しの良い職場環境を実現し、離職を防ぐ～

講座内容

- 1 改正労働施策総合推進法のポイント
(通称：パワハラ防止法)
- 2 ハラスメントの定義と分類
- 3 ハラスメントの原因と認識度
- 4 ハラスメントの予防策と対応方法
- 5 質の良いコミュニケーションがハラスメントを防ぐ

2020年6月より改正労働施策総合推進法(パワハラ防止法)が施行されました。改正パワハラ防止法は大企業に加えて中小企業にも2022年4月から適用されていますが、社内でひとたびハラスメントの問題が起きれば、社内外に動揺と影響を及ぼすことになるため経営としても重大なリスクと認識すべきです。昨今ハラスメントが一層多様化する中でハラスメントは防止が最重要課題であり、その対策は企業の労務管理上必要不可欠なものとなっています。

今回のセミナーでは、企業経営者はもちろん、人事労務部門の責任者や管理職の方々にも是非押えていただきたいパワハラ、セクハラ、マタハラなど各種ハラスメントの対策ポイントと受講後すぐに実践できるハラスメント防止に役立つコミュニケーションのコツも解説いたします。

講師

横浜リンケージ社労士事務所 代表

くらなか かずひろ

蔵中 一浩氏



- ・特定社会保険労務士
- ・ハラスメント防止コンサルタント

昭和58年東京外語大卒業後、(株)横浜銀行入行。主に融資審査の他、債権管理回収業務に従事し、支店と本部にて数多くの中小企業との相談、折衝に当たる。平成25年独立し横浜市内に社会保険労務士事務所を開設。社労士の枠にとらわれず、30年におよぶ銀行員としての豊富な経験を中小企業経営のために活用すべく現在活動中。セミナーも商工会議所、法人会等で積極的に開催している。また、年金アドバイザー2級の資格も持つ。

日時

令和6年8月21日(水)

14:00~16:00

会場

茅野商工会議所 4階大会議室 (茅野市塚原1-3-20)

※駐車場は限りがあります。満車の場合は周辺駐車場をご利用下さい。

受講料

無料(会員・非会員問わず)

定員

35名(定員になり次第締切)

対象者

中小・小規模事業者

お問い合わせ先

茅野商工会議所 中小企業相談所 TEL: 72-2800

お申込み方法

FAXまたは申込フォームよりお申込みください

ウェブからもお申込みいただけます



<https://x.gd/ygijh>

『ハラスメント防止コミュニケーション術セミナー』
申込書

お申込み先

茅野商工会議所 FAX: 72-9030

事業所名	電話番号	
住所		
参加者名	参加者名	